

証券コード 9837  
平成29年2月6日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町四丁目2番4号

**モリト株式会社**

代表取締役社長 一 坪 隆 紀

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、書面またはインターネット等により、平成29年2月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送（書面）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（39頁から40頁）をご高覧の上、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）より、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月23日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号  
ヴィアール大阪2階（安土の間）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第79期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第79期(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役7名選任の件  
**第3号議案** 役員賞与支給の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.morito.co.jp/ir/stock/>)に掲載しております。
- ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ◎事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.morito.co.jp/ir/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(平成27年12月1日から)  
(平成28年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和により、緩やかな回復基調が続いているとみられるものの、年度前半から円高傾向となり輸出や設備投資は依然軟調に推移しました。

世界経済におきましては、米国を中心とした先進国が牽引し、景気は緩やかに回復しておりますが、急激な為替と資源価格の変動リスク、中国をはじめ新興国等では成長に鈍化がみられ、また、欧州では英国のEU離脱による先行きの不透明感が強まり、景気の先行きは依然として不透明な状況であります。

このような状況の中、主にアパレル資材と生活産業資材を扱う当社グループにおきましては、当連結会計年度より3年間の第7次中期経営計画を実行しており、経営ビジョンである『存在価値を創造する、あたらしい「モリトグループ」の実現』のもと、日本発付加価値商品の開発とグローバル展開による収益基盤の拡大を要とし、時代が求める価値創造の実現化をすすめるとともに、既存市場である、ASEAN・中国・欧米のみならず、未開拓市場での事業につきましても取組みを加速させてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高400億8千6百万円(前年同期比7.4%減)、営業利益17億6千7百万円(前年同期比2.7%増)、経常利益16億4千7百万円(前年同期比12.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益11億8千1百万円(前年同期比17.5%減)となりました。

当連結会計年度（自 平成27年12月 1 日 至 平成28年11月30日）の業績

（百万円単位未満切捨）

	平成28年 11月期実績	百分比 (%)	前年同期比 増減率(%)
売 上 高	40,086	100.0	△7.4
（ 日 本 ）	(28,089)	(70.1)	△1.1
（ ア ジ ア ）	(6,522)	(16.3)	△19.9
（ 欧 米 ）	(5,474)	(13.6)	△19.0
営 業 利 益	1,767	4.4	2.7
経 常 利 益	1,647	4.1	△12.0
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,181	2.9	△17.5

地域別売上高セグメント概況は次のとおりです。

（日本）

服飾資材関連では、大手量販店向け付属品、スポーツアパレルメーカー向け付属品の売上高が増加しました。

生活産業資材関連では、映像機器向け付属品の売上高が増加しました。しかしながら、サポーター等の健康関連向け付属品・製品、マジックテープ®、中敷等の靴回り商品、自動車内装品の売上高が減少しました。

その結果、売上高は280億8千9百万円（前年同期比1.1%減）となりました。

（アジア）

服飾資材関連では、香港での欧米ベビー服メーカー向け付属品及び上海での日系アパレルメーカー向け付属品の売上高が減少しました。

生活産業資材関連では、タイでの日系自動車メーカー向け自動車内装品の売上高が増加しました。しかしながら、タイでの映像機器向け付属品、上海での日系自動車メーカー向け自動車内装品の売上高が減少しました。

その結果、売上高は65億2千2百万円（前年同期比19.9%減）となりました。

## (欧米)

服飾資材関連では、アメリカ内需向け付属品の売上高が減少しました。

生活産業資材関連では、欧州での欧州自動車メーカー向けの自動車内装品及び映像機器向け付属品の売上高が減少しました。

その結果、売上高は54億7千4百万円（前年同期比19.0%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、3億8千6百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

平成28年3月31日に第1回無担保変動利付社債20億円を発行いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは第7次中期経営計画を推進するにあたり下記項目を経営課題として位置づけ、グループ一丸となって企業価値向上に取り組みます。

### 1. グループ収益基盤の拡大強化

国内外パートナーとの協業においては、既存の取引先との企画開発をより一層活発化するとともに、産学連携などによる新しい目線での企画開発にも注力してまいります。同時に、販売戦略に基づく製造、購買、在庫の三元グローバル管理体制の確立を目指しますが、その足掛かりとして、まずは日本国内の物流機能を強化するとともに物流関連コストの削減に努めます。また、収益基盤拡大強化のための営業ツールの充実化、設備投資、新規拠点の拡大についても積極的に投資してまいります。さらに、成長のための重要な施策の一つとしてM&Aを位置づけ、既存ビジネスとのシナジー効果を見込める案件を主軸に、国内外を問わず積極的に検討を進めてまいります。

### 2. 資本政策の確立

次期以降の利益配分に関する基本方針の見直しを行いました。株価純資産倍率(PBR)を意識して株価の適正水準の維持を図ってまいります。

### 3. 内部統制の強化

政府指針にのっとり、コーポレートガバナンス・コードに対応する形で、経営管理体制およびコンプライアンス体制を含むコーポレートガバナンスを強化するとともに、IR活動を通じてすべてのステークホルダーに対する説明責任を十分に果たす様に更に努めてまいります。また、少子高齢化による人口減少や多様化する市場に柔軟に対応すべく、ダイバーシティーを活かす施策を推進し、女性や外国人の活躍推進を可能ならしめる内部体制の強化に取り組んでまいります。さらには、第6次中期経営計画で導入した基幹システムSAPの活用を推し進め、企業グループの情報を正確かつタイムリーに把握することで経営及び営業の意思決定のスピード化を図るとともに業務の効率化を実現してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第76期 平成25年11月期	第77期 平成26年11月期	第78期 平成27年11月期	第79期 (当連結会計年度) 平成28年11月期
売 上 高 (百万円)	33,145	35,862	43,293	40,086
経 常 利 益 (百万円)	1,699	1,729	1,871	1,647
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,081	1,270	1,432	1,181
1株当たり当期純利益 (円)	37.34	43.85	49.48	41.48
総 資 産 (百万円)	35,813	45,593	47,331	40,853
純 資 産 (百万円)	27,352	29,488	31,113	29,260
1株当たり純資産 (円)	944.05	1,017.79	1,081.23	1,027.96

(注)1. 当社は、第77期平成26年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第76期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
摩理都實業(香港)有限公司	77,700千HK\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
摩理都工貿(深圳)有限公司	3,966千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造
台湾摩理都股份有限公司	68,000千NT\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造及び販売
佳耐美国際貿易(上海)有限公司	2,350千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
KANE-M, INC.	1,300US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
MORITO(EUROPE)B.V.	205,109EUR	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
KANE-M DANANG CO.,LTD.	9,700千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造及び販売 レンタル工場の運営
KANE-M(THAILAND) CO.,LTD.	30,000千THB	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
上海新世美得可國際貿易有限公司	200千US\$	100.0%	アパレル副資材製造・デザ イン・印字の中国国内外へ の販売
GSG FASTENERS, LLC	19,142千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造及び販売
GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LIMITED	10千HK\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
SCOVILL FASTENERS UK LIMITED	100GBP	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
SCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTD	500千INR	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
エース工機株式会社	100百万円	100.0%	厨房機器のレンタル・販 売・清掃
株式会社スリーランナー	10百万円	100.0%	各種サポーターの企画製造 及び販売
株式会社マテックス	20百万円	100.0%	アパレル副資材製造・デザ イン・印字、HP・各種サイト企 画制作、DTP印刷、グラフィッ クデザイン企画制作

## (7) 主要な事業内容

当社グループは服飾資材・生活産業資材の製造及び販売を行っており、事業部門及び主要な取扱商品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 取 扱 商 品
服 飾 資 材 関 連 事 業	金属・樹脂ホック、スナップパー、ジーンズ釦、ベルトバックル、テープファスナー、マジックテープ®、ハトメ、アイレット、タックス、美錠・飾り、繊維・樹脂雑品、テープ、ホック等自動打機、カウンター、ヒール、本底、中底、接着剤、靴紐、ゴム織物
生 活 産 業 資 材 関 連 事 業	マジックテープ®、サポーター、磁気ベルト、ハンドストラップ、パソコンアクセサリ、カメラ・ビデオ関連部品、パルプモールド、自動車内装品、健康医療用品、厨房機器、金属・樹脂雑品、中敷、靴クリーム、ブラシ、シューズキーパー、靴関連小売用商品

## (8) 主要な営業所及び拠点等

本 社 大阪市中央区南本町四丁目2番4号

事 業 所 東京(東京都)、名古屋(愛知県)、神戸(兵庫県)、福山(広島県)

営 業 所 札幌(北海道)、四国(香川県)

物 流 拠 点 座間ロジスティクスセンター(神奈川県)、八尾配送センター(大阪府)

重要な子会社 摩理都實業(香港)有限公司(中国[香港])、摩理都工貿(深圳)有限公司(中国[深圳])、台湾摩理都股份有限公司(台湾)、佳耐美国際貿易(上海)有限公司(中国[上海])、KANE-M, INC. (アメリカ)、MORITO(EUROPE)B.V. (オランダ)、KANE-M DANANG CO., LTD. (ベトナム)、KANE-M(THAILAND)CO., LTD. (タイ)、上海新世美得可國際貿易有限公司(中国[上海])、GSG FASTENERS, LLC (アメリカ)、GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LIMITED (中国[香港])、SCOVILL FASTENERS UK LIMITED (イギリス)、SCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTD (インド)、エース工機株式会社(東京都)、株式会社スリーランナー(東京都)、株式会社マテックス(兵庫県)

(注) 新潟出張所は平成28年5月に閉鎖いたしました。



## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,424名	(減) 48名

(注) 嘱託社員、臨時社員の当連結会計年度中平均雇用人員は94名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
292名	(増) 6名	43.1歳	18.1年

(注) 嘱託社員、臨時社員の当期中平均雇用人員は41名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	282百万円
株式会社三井住友銀行	141百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	142百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 30,800,000株 (自己株式1,786,120株を含む)  
 (3) 株主数 34,181名  
 (4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
モリト共栄会	2,513,300	8.66
株式会社クラレ	2,324,300	8.01
カネエム工業株式会社	1,806,000	6.22
明治安田生命保険相互会社	1,800,000	6.20
株式会社みずほ銀行	1,441,800	4.97
モリト社員持株会	803,774	2.77
栗根宏明	440,000	1.52
株式会社三井住友銀行	437,700	1.51
山口光弘	417,000	1.44
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	389,800	1.34

- (注) 1. 当社は自己株式1,786,120株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式1,786,120株を控除して計算しております。  
 3. 当社は「株式給付信託(J-E S O P)」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託E口」という)が、当社株式389,800株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。  
 4. 当社は「役員報酬B I P信託」を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)(以下「B I P信託口」という)が、当社株式173,080株を取得しております。B I P信託口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。  
 5. モリト共栄会は、当社の取引先会社を会員とし、当社と会員の緊密化を図ることを目的とした持株会であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成28年2月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の行使価額 1個につき85,300円
- ② 新株予約権の行使の条件 対象者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は社員の地位であることを要す。  
ただし、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権の行使期間 自 平成31年4月16日  
至 平成36年4月15日
- ④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
取締役 (社外取締役を除く)	700個	普通株式 70,000株	5名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成28年2月25日開催の取締役会決議による新株予約権

当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権は、

(1)①から③に記載のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

・当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	4,540個	普通株式 454,000株	312名
当社子会社の役員及び使用人	670個	普通株式 67,000株	24名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



## (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社は、社外取締役および社外監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 7名 134百万円（うち社外1名 3百万円）

監査役 3名 21百万円（うち社外2名 9百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、当期中に役員賞与引当金として費用計上した47百万円を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与引当金を含む）34百万円は含んでおりません。
3. 平成27年2月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する業績連動株式報酬の引当として、費用計上した16百万円を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①社外役員の兼職状況

取締役 石原真弓	新田ゼラチン株式会社 社外取締役 森下仁丹株式会社 社外監査役 オーエス株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社 社外取締役
監査役 松本光右	野崎印刷紙業株式会社 社外監査役
監査役 小林佐敏	株式会社ハイレックスコーポレーション 社外監査役

(注) 全ての兼職先と当社との間に特別な利害関係はございません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
石原真弓	取締役	就任後開催の取締役会には、12回中(定時10回 臨時2回)12回出席し、弁護士の経験を活かし、専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
松本光右	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、16回中(定時14回 臨時2回)15回、また、監査役会には、14回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
小林佐敏	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、16回中(定時14回 臨時2回)16回、また、監査役会には、14回全てに出席し、税理士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	39百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	54百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### ③非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に連結子会社の内部統制構築に関する助言・指導業務です。

### ④会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、執行機関の見解も考慮の上検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり整備しております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業は、利益追求の経済的主体であると同時に広く社会にとって有用な存在でなければなりません。そのため当社の取締役は関係法令及びその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動する必要があることを認識し、社会の一員として求められる倫理観に基づき誠実に行動いたします。倫理法令遵守精神を取り入れた企業行動指針を作成し取締役自ら率先垂範の上、社内へ徹底するとともにグループ企業や取引先に周知させております。

この倫理法令遵守精神の向上を図るために、代表取締役社長を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・整備を図っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、稟議書及びその関連資料、会計帳簿及び経理書類はそれぞれの保存年限に従って保存し必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

その他、経営トップの会議体や各種委員会の議事録及び契約文書、重要な業務執行文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存管理は各種規程に定め実行しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門および子会社に内在する個々のリスクの分析や評価は各該当部門が責任を持って行い、そのリスクに対する対応についても各該当部門が担当し実施しております。

リスク管理方針に基づく個々のリスク管理の統合とリスク管理体制の維持・管理・整備はコンプライアンス委員会が行っております。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 経営理念を基軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、その経営目標は業務執行ラインにおいて各組織、各個人の業務目標に落とし込み、その進捗状況は方針管理レビューにおいて定期的に検査し適宜必要な対策をとっております。
- また、取締役会のほか当社の経営戦略に関わる重要事項については毎月の経営会議で議論し、その業務執行は組織及び業務分掌・職務権限規程及び稟議規程においてそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定めております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 使用人の服務規律及び誠実義務については就業規則において規定し、その他の倫理法令遵守については、企業行動指針を基本として、個人情報保護に関する規程や行動規範等の諸規程で徹底しております。
- さらに、倫理法令遵守体制の維持・整備のためコンプライアンス委員会による教育・啓発を行っております。また法令遵守上疑義のある行為等について使用人が直接通報を行えるよう内部通報制度規程を制定・施行しております。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ会社の管理統轄は、関係会社管理規程及び子会社事前承認報告運用細則により、グループ会社の自主性を尊重しつつグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保しております。グループ企業間の取引は、法令、会計原則、税法その他会社規範に照らし適切に実行するようにしております。
- グループ会社の緊密な連携については、コンプライアンス委員会が経営企画部、経理部と協同して、企業集団としての効率経営と業務の適正確保を維持・管理しております。
- 平成28年11月末日現在において、当社には親会社はございません。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は、必要に応じて内部監査部門が適宜対応しておりますが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるよう対応いたします。監査役を補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合は、法令及び監査役監査基準に基づき監査役に報告するようしております。

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及び経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、また独自のスケジュールで取締役、部門責任者と直接面接を行えるようしております。

さらに社内の一定の文書を回付することを義務付けるようにし、監査役の監査が実効的に行われるようしております。

- ⑨ 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度等を通じて報告を行った当社グループの役職員（報告者）の氏名等について秘匿するものとし、報告者の匿名性を確保しております。また、内部通報制度規程により、匿名を希望しない報告者についても、当該報告をしたことによる不利益な取扱いをしてはならないとしており、報告者が不利益な取扱いを受けない体制を整備しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用が発生した場合、またその費用の前払の請求を行う場合、速やかに当該費用等の処理をいたします。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、コンプライアンスの基本方針である「行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対決することを掲げ、関係遮断に取り組んでおります。  
また、警察等との連携を密にするとともに、企業防衛対策協議会等を通じて地域企業と適切な情報交換を行っており、反社会的勢力からの違法・不当行為等が発生した場合には、総務部が窓口となり、所轄の警察や弁護士等との連携により、法的に対処して問題の解決に努めてまいります。  
各種取引の取引開始時には、法務部で反社会的勢力に関するデータの検索及び記録を行います。年に一度定期的に、反社会的勢力の介入が疑われる不良情報の有無を確認してまいります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。運用状況の概況は以下のとおりであります。

### ① 取締役の業務執行の体制

当社では、業績及び事業環境等を勘案し、平成30年11月期を最終年度とする中期経営計画を策定しております。また、取締役会・経営会議をそれぞれ月1回以上開催することで経営戦略上の重要事項について議論しております。

### ② リスク管理体制

当社では、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会が中心となり、リスクの抽出・評価・対応策を検討しております。

### ③ 監査役の職務執行

監査役は取締役会等の主要な会議に出席し、業務執行が適正になされているかを確認しております。また、内部監査室及び会計監査人と適宜情報交換を行っております。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めております。

また、当社は内部監査室及び法務部が中心となって平成28年11月期における業務の適正を確保するための体制の運用状況について調査しております。

.....  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

平成28年11月30日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	25,127,055	<b>流動負債</b>	7,317,066
現金及び預金	9,442,122	支払手形及び買掛金	4,262,005
受取手形及び売掛金	10,583,460	短期借入金	180,000
商品及び製品	3,574,856	1年内償還予定の社債	400,000
仕掛品	168,972	1年内返済予定の長期借入金	375,396
原材料及び貯蔵品	290,417	未払法人税等	379,220
繰延税金資産	216,002	賞与引当金	175,722
その他の資産	881,175	役員賞与引当金	79,232
貸倒引当金	△29,950	その他	1,465,489
<b>固定資産</b>	15,708,375	<b>固定負債</b>	4,275,706
<b>有形固定資産</b>	6,376,011	社債	1,400,000
建物及び構築物	1,986,832	長期借入金	161,081
機械装置及び運搬具	479,182	繰延税金負債	1,001,179
工具器具備品	386,201	再評価に係る繰延税金負債	351,211
土地	3,224,579	株式給付引当金	17,375
リース資産	226,202	役員退職慰労引当金	30,433
建設仮勘定	73,013	役員株式給付引当金	35,059
<b>無形固定資産</b>	4,239,528	環境対策引当金	18,133
のれん	3,000,353	退職給付に係る負債	918,021
リース資産	242,152	その他	343,212
その他の資産	997,022	<b>負債合計</b>	11,592,772
<b>投資その他の資産</b>	5,092,834	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	4,055,364	<b>株 主 資 本</b>	29,766,453
長期貸付金	112,400	資本金	3,532,492
繰延税金資産	40,723	資本剰余金	3,498,724
退職給付に係る資産	221,830	利益剰余金	23,966,197
その他の資産	737,505	自己株式	△1,230,960
貸倒引当金	△74,988	その他の包括利益累計額	△519,998
<b>繰延資産</b>	18,205	その他有価証券評価差額金	1,336,046
社債発行費	18,205	繰延ヘッジ損益	861
		土地再評価差額金	△1,280,438
		為替換算調整勘定	△463,484
		退職給付に係る調整累計額	△112,982
		<b>新株予約権</b>	14,408
		非支配株主持分	—
		<b>純資産合計</b>	29,260,863
<b>資産合計</b>	40,853,636	<b>負債純資産合計</b>	40,853,636

# 連結損益計算書

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		40,086,554
売上総利益		29,285,355
販売費及び一般管理費		10,801,198
営業外利益		9,033,310
営業外収入		1,767,888
受取利息	24,831	
受取配当金	80,425	
貸付収入	76,559	
持分による投資利益	38,703	
その他	33,767	254,287
営業外費用		
支払利息	16,448	
売上引当	86,658	
貸与資産減価償却費	8,297	
為替差損	155,748	
その他	107,977	375,130
経常利益		1,647,045
特別利益		
固定資産売却益	18,619	
投資有価証券売却益	124,284	
関係会社整理益	83,495	226,399
特別損失		
固定資産売却損	11,774	
固定資産除却損	2,221	13,996
税金等調整前当期純利益		1,859,448
法人税、住民税及び事業税	798,953	
法人税等調整額	△121,096	677,857
当期純利益		1,181,591
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,181,591

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,532,492	3,498,724	22,436,316	△956,696	28,510,835
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△452,184		△452,184
親会社株主に帰属する当期純利益			1,181,591		1,181,591
自己株式の取得				△276,965	△276,965
自己株式の処分				2,702	2,702
連結の範囲変更に伴う増減			15,431		15,431
土地再評価差額金の取崩			785,043		785,043
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,529,880	△274,263	1,255,617
当期末残高	3,532,492	3,498,724	23,966,197	△1,230,960	29,766,453

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,625,548	△1,069	△514,664	1,403,231	89,739	2,602,786	—	—	31,113,622
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△452,184
親会社株主に帰属する当期純利益									1,181,591
自己株式の取得									△276,965
自己株式の処分									2,702
連結の範囲変更に伴う増減									15,431
土地再評価差額金の取崩									785,043
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△289,501	1,930	△765,773	△1,866,716	△202,722	△3,122,784	14,408		△3,108,376
連結会計年度中の変動額合計	△289,501	1,930	△765,773	△1,866,716	△202,722	△3,122,784	14,408	—	△1,852,758
当期末残高	1,336,046	861	△1,280,438	△463,484	△112,982	△519,998	14,408	—	29,260,863

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年1月18日

モリト株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリト株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上





# 損 益 計 算 書

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
高 価		25,821,331
上 原		19,935,099
利 益		5,886,232
管 理 費		5,183,742
営 業 利 益		702,489
外 収 益		
受 取 利 息	15,204	
受 取 配 当 金	409,348	
賃 貸 収 入	77,159	
そ の 他	8,501	510,214
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,391	
売 上 割 引	86,012	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	10,185	
為 替 差 損	52,971	
そ の 他	52,494	209,055
経 常 利 益		1,003,648
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15,731	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	124,284	
関 係 会 社 整 理 益	15,903	155,920
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	395	395
税 引 前 当 期 純 利 益		1,159,173
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	534,000	
法 人 税 等 調 整 額	△224,705	309,294
当 期 純 利 益		849,878

# 株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から  
平成28年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金			資本剰余金合計		
当期末残高	3,532,492	3,319,065			179,658		3,498,724	
事業年度中の変動額								
税率変更による積立金の調整額								
固定資産圧縮積立金の取崩								
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								
別途積立金の積立								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計								
当期末残高	3,532,492	3,319,065			179,658		3,498,724	
	株主資本							
	利益準備金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
当期末残高	419,566	651,982		17,235,000	1,341,274	19,647,823	△956,696	25,722,342
事業年度中の変動額								
税率変更による積立金の調整額		23,381			△23,381	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△614,180			614,180	—	—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立			964,686		△964,686	—	—	—
別途積立金の積立				800,000	△800,000	—	—	—
剰余金の配当					△452,184	△452,184	△452,184	849,878
当期純利益					849,878	849,878	—	—
自己株式の取得							△276,965	△276,965
自己株式の処分							2,702	2,702
土地再評価差額金の取崩					785,043	785,043	—	785,043
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計		△590,798	964,686	800,000	8,849	1,182,737	△274,263	908,474
当期末残高	419,566	61,183	964,686	18,035,000	1,350,124	20,830,561	△1,230,960	26,630,817
	株主資本							
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計	
		繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計				
当期末残高	1,616,634		△1,069	△514,664	1,100,900		26,823,243	
事業年度中の変動額								
税率変更による積立金の調整額							—	
固定資産圧縮積立金の取崩							—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							—	
別途積立金の積立							—	
剰余金の配当							△452,184	
当期純利益							849,878	
自己株式の取得							△276,965	
自己株式の処分							2,702	
土地再評価差額金の取崩							785,043	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△287,807	1,930	△765,773	△1,051,650	14,408	△1,037,242		
事業年度中の変動額合計	△287,807	1,930	△765,773	△1,051,650	14,408	△128,768		
当期末残高	1,328,826	861	△1,280,438	49,249	14,408		26,694,474	

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 1月18日

モリト株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリト株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役松本光右及び監査役小林佐敏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

平成29年1月20日

モリト株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 市 川 清 ㊟

監 査 役 松 本 光 右 ㊟

監 査 役 小 林 佐 敏 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、業績に応じて安定的かつ継続的な利益還元を行うとの基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき9円（総額261,124,920円）の配当金を当期末における株主様に対してお支払いさせていただきたいと存じます。

これにより当期の年間配当金は1株につき中間配当8円を含め、合計17円となり、前期に比べ2円50銭の増配となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年2月24日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金      600,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金      600,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

現取締役6名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の改選と新たに1名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	いちつぼ たかき 一坪隆紀 (昭和29年1月18日)	昭和56年11月 当社入社 昭和60年9月 MORITO(EUROPE)B.V. 出向 平成8年4月 当社営業統轄本部海外営業本部海外事業部長 平成12年2月 当社取締役営業統轄本部海外営業本部海外事業部長 平成15年3月 当社取締役海外営業本部海外事業部長 平成16年2月 当社常務取締役海外営業本部長兼海外営業本部海外事業部長 平成16年12月 当社常務取締役アパレル事業本部長 平成17年12月 当社常務取締役海外事業戦略室長 平成21年12月 当社常務取締役管理統轄本部長 平成25年11月 当社代表取締役社長（現任）	73,900株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業に従事し、海外グループ各社、MORITO(EUROPE)B.V. 出向、海外営業本部長、アパレル事業本部長、平成21年からは管理統轄本部長を経て、平成25年から業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>				



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	かたおかのぶゆき 片岡 信行 (昭和35年1月7日)	昭和58年4月 当社入社 平成8年4月 摩理都實業（香港）有限公司 出向 平成16年2月 当社取締役 平成20年10月 当社取締役中国統轄室長 平成21年12月 当社取締役生活産業資材事業 副本部長 平成22年12月 当社取締役生活産業資材事業 副本部長兼輸送機器資材営業 部長 平成23年12月 当社取締役執行役員生活産業 資材事業本部輸送機器資材営 業部長 平成24年12月 当社取締役執行役員営業統轄 本部輸送事業本部長兼輸送営 業部長 平成26年2月 当社常務取締役執行役員輸送 事業本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員輸送 事業本部長 平成27年12月 当社取締役常務執行役員プロ ダクト事業本部長（現任）	37,000株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業及びプロダクト事業に従事し、海外グループ会社、摩理都實業（香港）有限公司出向、生活産業資材事業副本部長、輸送事業本部長を経て、現在では取締役常務執行役員プロダクト事業本部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>				

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	きもと まさと 木本 正人 (昭和33年12月8日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年2月 当社営業統轄本部大阪営業本 部アパレル関連事業部長 平成16年12月 当社アパレル事業本部アウト ーカジュアル営業部長 平成17年12月 当社購買物流本部購買部長 平成20年2月 当社取締役購買物流本部長兼 購買部長 平成21年6月 当社取締役購買物流本部長兼 購買部長兼物流部長 平成21年12月 当社取締役管理統轄副本部長 兼物流管理部長 平成22年12月 当社取締役経営企画室長 平成23年12月 当社取締役グローバル経営企 画室長 平成24年12月 当社取締役執行役員グループ 経営戦略本部長 平成25年12月 当社取締役執行役員管理統轄 本部長 平成26年2月 当社取締役執行役員管理統轄 本部長兼アパレルコンポーネ ント事業本部長 平成26年2月 当社常務取締役執行役員アパ レルコンポーネント事業本部 長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員アパ レルコンポーネント事業本部 長(現任)	31,800株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            入社以来、主にアパレルコンポーネント事業及び購買物流、経営企画関連業務に従事し、アパレル関連事業部長、購買物流本部長、経営企画室長、グループ経営戦略本部長を経て、現在では取締役常務執行役員アパレルコンポーネント事業本部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>				

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	こじま けんじ 小島 賢司 (昭和36年3月1日)	昭和58年4月 当社入社 平成16年4月 当社営業統轄本部大阪営業本 部G P 関連事業部長 平成16年12月 当社汎用資材事業本部ファス ニング資材営業部長 平成19年4月 当社新機能素材事業部長 平成19年12月 当社事業開発部長 平成21年11月 当社経営企画室長兼事業開発 部長 平成21年12月 当社経営企画室長兼品質保証 部長 平成22年4月 当社経営企画室長 平成22年12月 当社管理統轄本部法務部長 平成23年12月 当社法務部長 平成24年12月 当社グループ経営戦略本部法 務部長 平成25年12月 当社管理統轄本部法務部長 平成26年2月 当社取締役執行役員管理統轄 本部長 平成26年12月 当社取締役執行役員管理本部 長 平成27年2月 当社取締役執行役員管理本部 長兼法務部長 平成27年3月 当社取締役上席執行役員管理 本部長兼法務部長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員管理 本部長（現任）	11,500株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            入社以来、主にプロダクト事業の新規事業開発及び経営企画、法務関連業            務に従事し、ファスニング資材営業部長、事業開発部長、経営企画室長、法            務部長を経て、現在では取締役上席執行役員管理本部長を務めており、モリ            トグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経            営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補            者となりました。</p>				

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
5	やのぶんき 矢野文基 (昭和43年9月30日)	平成5年4月 当社入社 平成7年9月 MORITO(EUROPE)B.V. 出向 平成20年10月 摩理都實業(香港)有限公司 出向 平成22年12月 当社執行役員 平成24年12月 摩理都實業(香港)有限公司 出向兼当社執行役員営業統轄 本部プロダクト事業本部副本 部長 平成25年12月 当社執行役員営業統轄本部プロ ダクト事業本部付 平成26年2月 当社取締役グローバル事業推 進担当 平成26年12月 当社取締役執行役員海外事業 本部長 平成27年3月 当社取締役上席執行役員海外 事業本部長 平成27年10月 当社取締役上席執行役員海外 事業本部長兼経営企画部長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員経営 企画部長(現任)	13,700株	なし
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業及びプロダクト事業に従事し、海外グループ会社、MORITO(EUROPE)B.V. 出向、摩理都實業(香港)有限公司出向、海外事業本部長を経て、現在では取締役上席執行役員経営企画部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>				

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	いしはら まゆみ 石原真弓 (昭和38年5月3日)	昭和61年4月 神戸地方裁判所勤務 平成9年4月 大阪弁護士会登録 平成9年4月 大江橋法律事務所〔現弁護士 法人大江橋法律事務所〕入所 (現任) 平成22年6月 新田ゼラチン株式会社社外取 締役(現任) 平成25年6月 森下仁丹株式会社社外監査役 (現任) 平成28年2月 当社社外取締役(現任) 平成28年4月 オーエス株式会社社外取締役 (現任) 平成28年6月 エイチ・ツー・オーリテイリ ング株式会社社外取締役(現 任)	一株	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>法律事務所における法務に関する経験をもとに、客観的・専門的な視点から、モリトグループの経営への助言や、業務執行に対して適切に監督頂いております。持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行って頂くため、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年間となります。</p>				
7	※ まつざわ もと 松澤元雄 (昭和30年1月1日)	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行勤務 平成13年4月 株式会社みずほホールディン グス勤務 平成15年6月 フェラガモ・ジャパン株式会 社勤務 平成24年2月 大幸薬品株式会社常勤監査役 (現任)	一株	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>海外金融企業、外資系製造販売会社における海外ビジネスを含む幅広い経営管理経験及び業務監査に関する経験をもとに、客観的な視点から、モリトグループの経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者としました。</p>				

## 社外取締役候補者に関する特記事項

### 1. 社外取締役候補者の独立性

石原真弓、松澤元雄の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、石原真弓氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。また、松澤元雄氏は、同氏の選任が承認された場合、同取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定としております。

### 2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、石原真弓氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、松澤元雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の概要は次の通りであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第3号議案 役員賞与支給の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されております。

当期の連結業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役5名に対し、取締役賞与として、総額47,000,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年2月22日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）









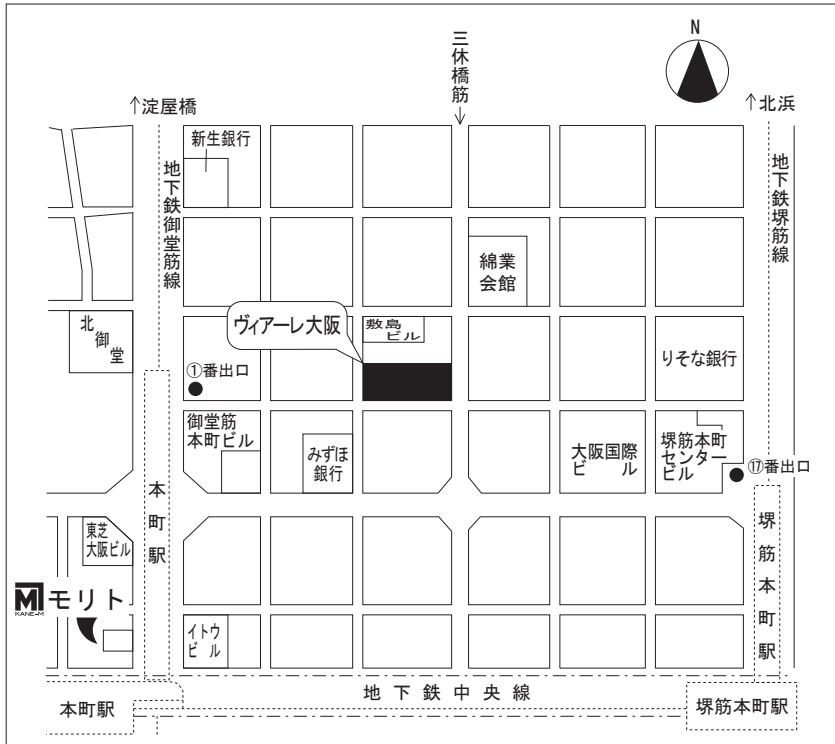
# 株主総会会場ご案内図

会場：ヴィアーレ大阪2階（安土の間）

大阪府中央区安土町三丁目1番3号

電話 06-4705-2411

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑰番出口西へ徒歩5分
- ◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。